

6 サービス報酬

Q 6-1

月途中で総合事業の月額報酬対象サービスを利用者様と新規契約した場合、日割り計算となりますか。

[月額報酬対象サービス]

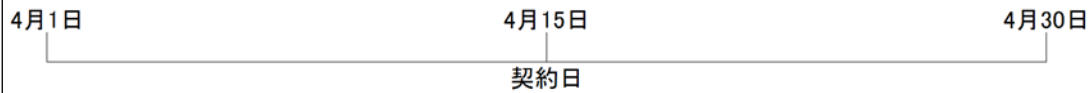
- ・訪問型サービス（みなし）
- ・訪問型サービス（独自）
- ・通所型サービス（みなし）
- ・通所型サービス（独自） *運動器機能向上通所サービスを除く

介護予防・日常生活支援総合事業については「利用者との契約開始」を事由に日割り計算となります。なお、「介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハ」は「利用者との契約開始」による日割り計算はありません。

*介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(確定版)(平成27年3月31日事務連絡)

[総合事業の日割り計算について]

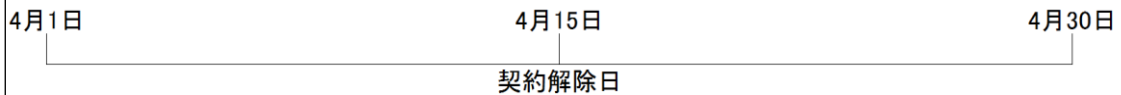
ケース① 契約日が月途中の場合



契約日からの日数分を計算して下さい。 日割り単価×16日(4/15~4/30)

* 4月に契約したものの、4月は利用実績が無く、5月の途中から利用開始した場合は5月分から月額包括報酬(日割りなし)を算定して下さい。

ケース② 契約解除日が月途中の場合

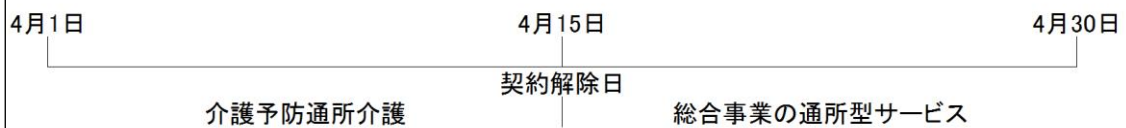


4月1日から4月15日(契約解除日)までを計算して下さい。

日割り単価×15日(4/1~4/15)

* 契約解除日とは、利用者から契約解除の申し出があった日(契約解除の合意日)

ケース③ 月途中で予防給付→総合事業に移行する場合 * 事業所の変更を伴わない



4月15日契約解除(介護予防通所介護)

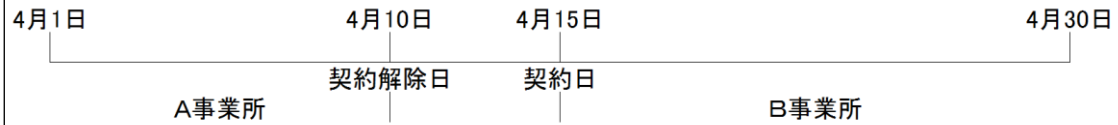
4月16日が契約開始日(総合事業通所型サービス)

介護予防通所介護：日割り単価×15日(4/1~4/15)

総合事業通所型サービス：日割り単価×15日(4/16~4/30)

ケース④ 月途中で事業所の変更がある場合(予防給付→総合事業への移行を含む)

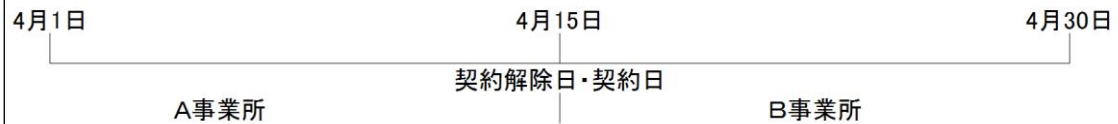
〈解除日と契約日に間がある場合〉



A事業所：日割り単価×10日

B事業所：日割り単価×16日

〈解除日と契約日が同日の場合〉



A事業所：日割り単価×14日(契約解除日の前日 4/1~4/14)

B事業所：日割り単価×16日(契約日から算定 4/15~4/30)

〈解除日前に新しい事業所と契約した場合〉

同一サービスにおいて、2つの事業所を重複契約することは想定していません。

契約解除後に新しい事業所と契約して下さい。